

参考資料 2

第3回福島国際研究教育機構 WG
(2024-7-24)

福島国際研究教育機構ワーキンググループ運営要領

令和 5 年 1 月 27 日

「福島国際研究教育機構ワーキンググループの開催について」（令和4年11月21日復興推進委員会決定）7.の規定に基づき、福島国際研究教育機構ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営について、以下のとおり決定する。

1. ワーキンググループの議事の手続その他ワーキンググループの運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。
2. ワーキンググループの会合は、座長が招集する。
3. 座長がワーキンググループの会合に出席できない場合は、ワーキンググループの構成員から座長の指名する者がその職務を代理する。
4. 構成員がワーキンググループの会合に出席できない場合、代理人を出席させることはできない。会合を欠席する構成員は、座長を通じて、会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
5. ワーキンググループの会合は、非公開とする。
6. ワーキンググループの会合は、議事録を作成し、構成員の確認を得た上で、当該議事録及び当該議事録に係る議事に関する資料を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事録及び資料の一部又は全部を非公表とすることができる。議事録を非公表とする場合は、議事要旨を作成し公表する。
7. この要領に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は座長が定める。